

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、足利市のうち、昭和37年（1962年）10月1日に合併した旧坂西町であり、足利市坂西商工会（以下、「当商工会」という。）の管轄地域である。なお、これ以外の地域は足利商工会議所の管轄である。

当地域は、足利市の西部に位置し、面積は50.7km²で、足利市の総面積177.76km²の約28.5%を占めており、山間地が大半を占めている。当地域には、坂西町が形成される以前の町村である葉鹿地区、三和地区、小俣地区の3地区があり、葉鹿地区は南部を1級河川（国管理）渡良瀬川に接し、三和地区は松田川ダムにより管理される1級河川（国・県管理）松田川が中央を、小俣地区は、西部を1級河川（国管理）桐生川が流れる。



(2) 地域の自然災害リスク

当地域は足尾山地の南端を占める山地部と、渡良瀬川と桐生川に沿った低地（平野）、小俣川、松田川等によって形成された谷底平野地域に大別される。山地部は小俣地区の市内最高峰仙人ヶ岳（663m）があり、300～600m程度の山稜である。低地には、市街地が形成されている。谷底平野地域は河川に沿っているが、広い扇状地は形成されていない。地質は、山地が固結堆積物である中・古生層からなり、石灰石、砂岩やチャート等が分布する。低地は第四紀の未固結堆積物からなり、河川の上流側では砂礫層が多く、下流側では砂層～粘土層が多くなる。谷底平野は、河川により運ばれた未固結堆積物の砂礫層や、関東ローム層が分布している。

当地域で自然災害が発生した場合の被害等は、次のとおり想定される。

① 洪水

足利市防災会議が作製した「足利市地域防災計画」（平成30年6月改訂）及び「足利市洪水・土砂災害ハザードマップ」（平成25年6月）によると、当商工会が立地する市街地地域において、0.5～1.0m未満の浸水が予想されているほか、JR両毛線に沿った商業地、市街地のほぼ全域での浸水が予想され、最大では5mと予想されている。

② 土砂災害

「足利市地域防災計画」及び「足利市洪水・土砂災害ハザードマップ」によると、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒特別区域が山地部に数多く分布している。特に小俣地区北部と三和地区の河川沿いに形成された谷底平野のほとんどの地域が、警戒区域に指定さ

れ、土石流や急傾斜地の崩壊による危険性が高いエリアとなっている。

③地 震

国立研究開発法人防災化学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は、平均ケースで平地部において6～26%、山地部では0～0.1%である。

「足利市地域防災計画」によると、当地域周辺に存在する活断層には、深谷断層、内ノ籠断層が比較的近くに分布し、その距離は概ね20～30kmである。また、深谷断層の南西にある平井断層及び櫛挽断層は、平井－櫛挽断層帯を構成し、1931年の西埼玉地震の震源（M6.9）とされる。深谷断層を含む関東平野北西縁断層帯は主部が約82kmにわたり、一度に活動した場合はM8.0程度の地震となる可能性があるが、発生確率は低いとされる。

④集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風により、小俣地区では清水川と桐生川への合流部で溢水し、河川沿いの工場や住宅等が被害を受けた他、その他の地区でも、浸水被害等が発生している。今後、減災の取り組みを進めた場合であっても、豪雨による降水量の増加の傾向等により、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

（3）感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校の休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難

- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス活動調査)

商工業者等数 746者 (うち小規模事業者数 653者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	86	83	地域内に広く分散
製造業	301	281	〃
卸売業	26	20	
小売業	123	98	中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	52	36	〃
サービス業	132	110	〃
その他	26	25	
合計	746	653	

(6) これまでの取組

① 足利市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 足利市坂西商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・足利市が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

- ・防災、減災に対する必要性認識が不十分な事業者が相当数いることが想定されるため、災害リスクに対する認識を高めること。
- ・令和元年5月に足利市坂西商工会危機管理マニュアルを策定したものの、実際の緊急時の対応方針が大まかに記載されているにとどまり、迅速な対応に繋げることは難しい。また対応にあたる具体的な体制・役割分担などについても、職員間で十分に共有できていないため、職員間での共有をはかり緊急時には滞りなく行動がとれるようにすること。
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足しているため、職員の資質向上をはかり職員はノウハウを持つこと。
- ・緊急時における足利市と当商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会（以下、「商工連」という。）との被害情報の報告ルールが定まっていないため、共有報告ルールを定めること。

3. 目 標

自然災害に対しては、足利市地域防災計画を踏まえつつ、当商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、足利市と当商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、当商工会地域、ひいては足利市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ 被害の把握・報告ルートの確立

緊急時における足利市と当商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は当商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

①管内事業者に対する災害リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や足利市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

②管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③商工会自身の事業継続計画の作成

- ・足利市坂西商工会危機管理マニュアルは令和元年に作成済み。現在見直し中であり、令和3年3月更新予定。

④関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)足利市事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会、足利商工会議所、足利市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

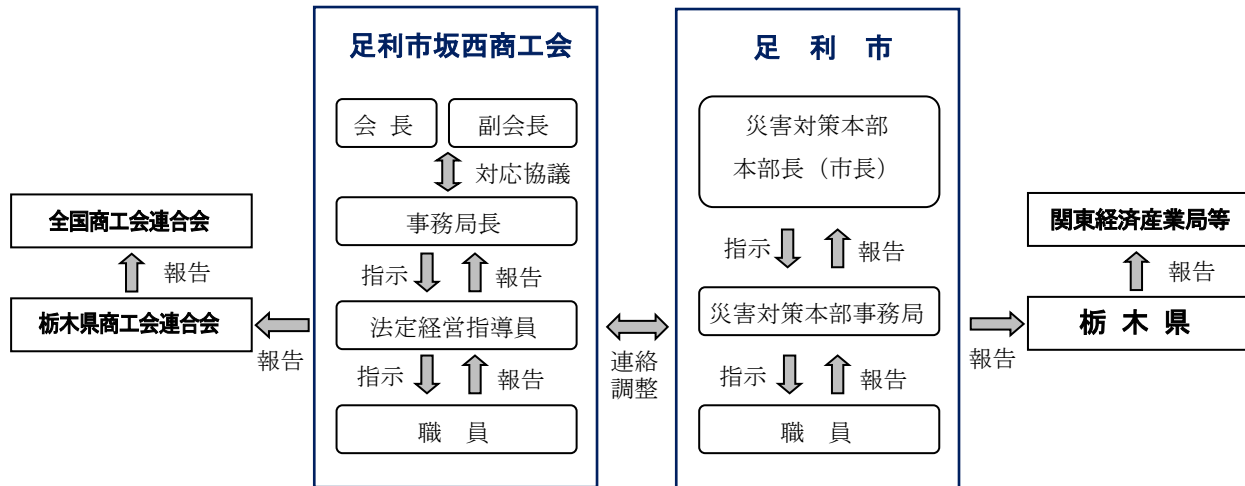
⑥訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、足利市と当商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) リスク発生時の対応

① 大規模災害

大規模自然災害が発生(※1)した場合は、以下の手順で対応する。

(※1) 大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・当商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員(又はその代行者)へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の状態を足利市及び商工連へ報告するとともに、足利市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・足利市と当商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン(栃木県版)で示された実態調査票(様式1)を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・足利市と当商工会は3) のとおり情報を共有した後、足利市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、当商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

②国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・足利市と当商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期間	頻度
海外発生期	1月に1回
国内発生早期	1月に2回
国内感染期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・足利市と当商工会は3) のとおり情報を共有した後、足利市は県へ、当商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、足利市と当商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、足利市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、足利市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、足利市・当商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・商工連等に相談する。

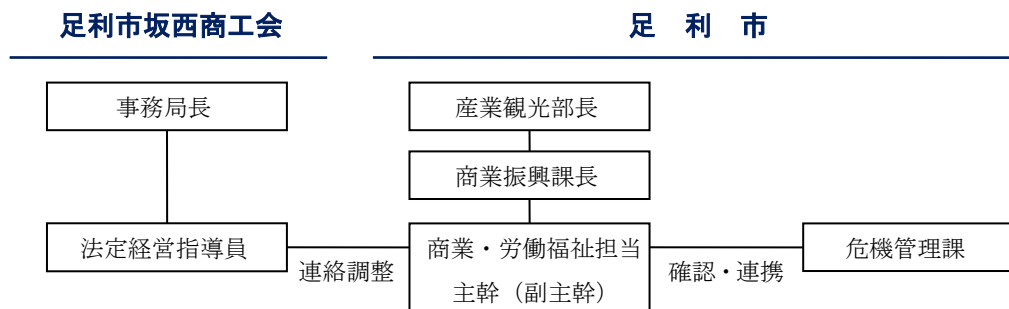
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田崎 宏司 (連絡先は(3)①のとおり)

②法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

足利市坂西商工会

〒326-0143 足利市葉鹿町1-20-5

TEL: 0284-62-0346 / FAX: 0284-62-7124

E-mail: sakanishi_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町

足利市役所 産業観光部 商業振興課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地

TEL: 0284-20-2158 / FAX: 0284-20-2155

E-mail: shougyou@city.ashikaga.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

TEL: 028-623-3173 / FAX: 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会

顔晴る企業応援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL: 028-637-3731 / FAX: 028-637-2875

E-mail: ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	60	60	60	60	60
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	70	70	70	70	70
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法

会費、足利市補助金、事業収入等